

後 期 高 齢 者 医 療 制 度 の 沿 革

年 度	平成20年度
主 要 事 項	後期高齢者医療制度施行（20年4月～） ・運営主体は後期高齢者医療広域連合 ・被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者 ・被保険者数は約1300万人（平成20年度） ・財源構成は、保険料10%、後期高齢者支援金約40%、公費約50% （公費については、国：都道府県：市町村＝4：1：1） ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置 ・均等割の軽減 7割軽減を受ける者について、8.5割軽減とする。 ・所得割の軽減 所得割を負担する者のうち、所得の低い者（具体的には、年金収入153万円から211万円までの被保険者）について、所得割を5割軽減する措置を講じる。 ○新たに保険料を負担する被用者保険の被扶養者の保険料負担を凍結（20年4月～9月）及び9割軽減（20年10月～21年3月） ○70歳～74歳の患者負担の見直し（1割→2割への引き上げ）の凍結
患 者 一 部 負 担	・1割負担（現役並み所得者は3割負担） ※ 現役並み所得者 課税所得145万円以上（月収28万円以上）及び高齢者複数世帯520万円以上もしくは高齢者単身世帯383万円以上の収入がある者 ・入院時生活療養費の生活療養標準負担額 健保・国保と同様だが、高齢福祉年金受給者については1食につき100円が必要
備 考	

年 度	平成21年度
主 要 事 項	○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・7割軽減を受ける者のうち、被保険者全員が年金収入で80万円以下（その他各種所得がない）である世帯に属する者について、9割軽減とする特例措置を平成21年度から追加。 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続 ○年金からの保険料の支払いに係る改善 ・原則として全ての方について、平成21年4月から、口座振替と年金からの支払いとの選択により、保険料を納付できるようにした。 ○70歳～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続
患 者 一 部 負 担	・平成20年度と同様
備 考	○見直しに関する議論のとりまとめについて ・平成21年3月17日高齢者医療制度に関する検討会 「高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方」 ・平成21年4月3日与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム 「高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方」

年 度	平成22年度
主 要 事 項	○医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号) ・被用者保険等保険者について、後期高齢者支援金の1/3を総報酬割で算定する。 ・財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用できるようにする。 ・被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置を延長する。 ○高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）（平成22年12月20日高齢者医療制度改革会議） ・高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も現役世代と同様、国保か被用者保険に加入する。 ・75歳以上の医療給付費に対する公費負担割合を実績47%から50%にする。 ・75歳以上の高齢者への支援金については、被用者保険者間での按分方法を各保険者の総報酬に応じた負担とする。 ・70歳から74歳までの高齢者の患者負担は70歳に到達する方から段階的に1割負担から本来の2割負担とする。 等 ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続 ○70歳～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続
患 者 一 部 負 担	・平成21年度と同様
備 考	

年 度	平成23年度
主 要 事 項	○社会保障・税一体改革成案（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定） 高齢者医療制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど） ○社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日 閣議決定） ・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ・高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。 →具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。 ・70歳以上75歳未満の方の患者負担について、世代間の公平を図る観点から、見直しを検討する。 →平成24年度は予算措置を継続するが、平成25年度以降の取扱いはいは平成25年度の予算編成過程で検討する。 ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続 ○70歳～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続
患 者 一 部 負 担	・平成22年度と同様
備 考	

年 度	平成24年度
主 要 事 項	○民主党・自由民主党・公明党 三党合意「確認書」（平成24年 6 月15日） 今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議することとされた。 ○社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号） 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされた。 ○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号） 平成28年度から施行される短時間労働者への被用者保険の適用拡大に伴い、短時間労働者の割合が多い一部の業種の保険者は、加入者の平均賃金の下がる一方で、後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第119条第1項）の負担が増え、保険料率が大きく上昇し得る。急激な負担増を緩和する観点から、後期高齢者支援金額等の算定の特例を設ける。 ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続 ○70歳～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続
患 者 一 部 負 担	・平成23年度と同様
備 考	

年 度	平成25年度
主 要 事 項	○健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号） 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の1/3を標準報酬総額に応じた負担とする措置を平成26年度まで延長する。 ○社会保障制度改革国民会議 報告書（平成25年 8 月 6 日） 後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。 ○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号） 次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）附則第 2 条に規定する所要の措置 ※附則第 2 条は、協会けんぽ国庫補助率について、「高齢者医療に要する費用負担の在り方についての検討状況等を勘案し、平成26年度までの間に検討を行い、必要があると認められときは、所要の措置を講ずる」と規定している。 ・後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ・被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること ・低所得者の負担に配慮しつつ行う 70歳から 74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し 高齢者医療制度の在り方について、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。 ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続 ○70歳～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続
患 者 一 部 負 担	・平成24年度と同様
備 考	

年 度	平成26年度
主 要 事 項	○経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年 6 月24日閣議決定） ・後期高齢者医療の支援金について、被用者保険者間で負担能力に応じた負担とすること ・後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進める ・医療保険制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに現役世代との均衡を図る観点から、高齢者の患者負担について更に負担能力に応じた負担とすることについて検討する ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続 ○低所得者に対する保険料軽減対象拡大（均等割 2 割、5 割） ○70歳～74歳の患者負担の見直し（平成26年 4 月以降新たに70歳に達する者から 2 割。同年 3 月までに70歳に達した者は 1 割に据え置く） ○保険料賦課限度額の引き上げ ○医療保険制度改革骨子(平成27年 1 月13日) ・高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・拠出金負担の重い被用者保険者への支援の実施 （平成27年度は約110億円。全面総報酬割が実施される平成29年度には約700億円の見込み。これに加え、既存の高齢者医療運営円滑化等補助金が後期高齢者支援金部分の縮減に対応して、平成27年度は約200億円。平成29年度は約120億円の見込み） ・平成28年度から、後期高齢者医療広域連合において、栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健事業を実施 ・後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)の見直し （平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。）
患 者 一 部 負 担	・平成25年度と同様 ※ 70歳～74歳の患者負担の見直し（平成26年 4 月以降新たに70歳に達する者から 2 割。同年 3 月までに70歳に達した者は 1 割に据え置く）
備 考	

年 度	平成27年度
主 要 事 項	○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号) ・被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施 ・拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施 （平成29年度から拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者の負担を保険者相互の拠出と国費の折半により軽減。平成27年度から高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充し、前期高齢者納付金の負担軽減を図る） ○経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年 6 月30日閣議決定） ・社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する ○経済・財政再生アクション・プログラム（平成27年12月24日 経済財政諮問会議決定） 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、 ・医療保険における高額療養費制度の見直しについて、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる ・医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、関係審議会等において検討し、集中改革期間中に結論を得る ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続
患 者 一 部 負 担	・平成26年度と同様
備 考	

年 度	平成28年度
主 要 事 項	○経済財政と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） ・「経済・財政再生計画」に掲げられた…負担能力に応じた公平な負担…等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続
患 者 一 部 負 担	・平成27年度と同様
備 考	

年 度	平成29年度						
主 要 事 項	○経済財政と改革の基本方針2017（平成29年6月7日閣議決定） ・全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年度を見据え…世界に冠たる国民皆保険…を維持し、…これを次世代に引き渡すこと。このため、「経済・財政再生計画」に掲げられた44の改革項目について、…改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。 ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の見直し ○被用者保険者における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ○抛出金負担の重い被用者保険者への支援の実施 （平成29年度の社会保障の充実・安定化に係る予算約600億円に加え、既存の高齢者医療運営円滑化等補助金の予算は約120億円。）						
患 者 一 部 負 担	○高額医療費における負担額の見直し <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年8月～平成30年7月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 来 (個人ごと)</td><td> [現役並み所得者] 57,600円 [一 般] 14,000円(年間 144,000円) [低所得Ⅱ・Ⅰ(市町村民税非課税)] 8,000円 </td></tr> <tr> <td>入 院 (個人ごと) ・ 世 帯 (世帯合算)</td><td> ※入院は個人ごと・同一医療機関ごとに現物給付 [現役並み所得者] 80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当は44,400円) [一 般] 57,600円(多数該当は44,400円) [低所得Ⅱ(市町村民税非課税等)] 24,600円 [低所得Ⅰ(市町村民税非課税(所得が一定基準以下)等] 15,000円 </td></tr> </tbody> </table>		平成29年8月～平成30年7月	外 来 (個人ごと)	[現役並み所得者] 57,600円 [一 般] 14,000円(年間 144,000円) [低所得Ⅱ・Ⅰ(市町村民税非課税)] 8,000円	入 院 (個人ごと) ・ 世 帯 (世帯合算)	※入院は個人ごと・同一医療機関ごとに現物給付 [現役並み所得者] 80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当は44,400円) [一 般] 57,600円(多数該当は44,400円) [低所得Ⅱ(市町村民税非課税等)] 24,600円 [低所得Ⅰ(市町村民税非課税(所得が一定基準以下)等] 15,000円
	平成29年8月～平成30年7月						
外 来 (個人ごと)	[現役並み所得者] 57,600円 [一 般] 14,000円(年間 144,000円) [低所得Ⅱ・Ⅰ(市町村民税非課税)] 8,000円						
入 院 (個人ごと) ・ 世 帯 (世帯合算)	※入院は個人ごと・同一医療機関ごとに現物給付 [現役並み所得者] 80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当は44,400円) [一 般] 57,600円(多数該当は44,400円) [低所得Ⅱ(市町村民税非課税等)] 24,600円 [低所得Ⅰ(市町村民税非課税(所得が一定基準以下)等] 15,000円						
備 考							

年 度	平成30年度						
主 要 事 項	○経済財政と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） ・再生計画の改革工程表の全44項目を着実に推進する。…給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を確実に図りつつ、健康寿命を延伸し社会の活力を維持する…。…これらの取組を通じて、全世代型の社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険…の維持、そして次世代への継承を目指す。 ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の見直し ○拠出金負担の重い被用者保険者への支援の実施						
患 者 一 部 負 担	○高額医療費における負担限度額の見直し <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成30年8月～</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 来 (個人ごと)</td><td> [一 般] 18,000円(年間 144,000円) [低所得Ⅱ・Ⅰ(市町村民税非課税)] 8,000円 </td></tr> <tr> <td>入 院 (個人ごと) ・ 世 帯 (世帯合算)</td><td> ※入院は個人ごと・同一医療機関ごとに現物給付 [現役並み所得Ⅲ] 252,600円+(医療費-842,000円)×1%(多数該当は140,100円) [現役並み所得Ⅱ] 167,400円+(医療費-558,000円)×1%(多数該当は93,000円) [現役並み所得Ⅰ] 80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当は44,400円) [一 般] 57,600円(多数該当は44,400円) [低所得Ⅱ(市町村民税非課税等)] 24,600円 [低所得Ⅰ(市町村民税非課税(所得が一定基準以下)等)] 15,000円 </td></tr> </tbody> </table>		平成30年8月～	外 来 (個人ごと)	[一 般] 18,000円(年間 144,000円) [低所得Ⅱ・Ⅰ(市町村民税非課税)] 8,000円	入 院 (個人ごと) ・ 世 帯 (世帯合算)	※入院は個人ごと・同一医療機関ごとに現物給付 [現役並み所得Ⅲ] 252,600円+(医療費-842,000円)×1%(多数該当は140,100円) [現役並み所得Ⅱ] 167,400円+(医療費-558,000円)×1%(多数該当は93,000円) [現役並み所得Ⅰ] 80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当は44,400円) [一 般] 57,600円(多数該当は44,400円) [低所得Ⅱ(市町村民税非課税等)] 24,600円 [低所得Ⅰ(市町村民税非課税(所得が一定基準以下)等)] 15,000円
	平成30年8月～						
外 来 (個人ごと)	[一 般] 18,000円(年間 144,000円) [低所得Ⅱ・Ⅰ(市町村民税非課税)] 8,000円						
入 院 (個人ごと) ・ 世 帯 (世帯合算)	※入院は個人ごと・同一医療機関ごとに現物給付 [現役並み所得Ⅲ] 252,600円+(医療費-842,000円)×1%(多数該当は140,100円) [現役並み所得Ⅱ] 167,400円+(医療費-558,000円)×1%(多数該当は93,000円) [現役並み所得Ⅰ] 80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当は44,400円) [一 般] 57,600円(多数該当は44,400円) [低所得Ⅱ(市町村民税非課税等)] 24,600円 [低所得Ⅰ(市町村民税非課税(所得が一定基準以下)等)] 15,000円						
備 考							

年 度	令和元年度
主 要 事 項	○経済財政と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 団塊の世代が75 歳以上に入り始める2022 年までに社会保障制度の基盤強化を進め、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげる。このため、給付と負担の見直しも含めた改革工程表について、進捗を十分に検証しながら、改革を着実に推進する。…幅広い世代の視点を踏まえつつ、人生100年時代に対応した全世代型の社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして次世代への継承を目指す。 ○全世代型社会保障検討会議 中間報告（令和元年12月19日） 以下の方向性に基づき、全世代型社会保障検討会議において最終報告に向けて検討を進める。同時に、社会保障審議会においても検討を開始する。遅くとも団塊の世代が75歳以上の高齢者入りする2022年度初までに改革を実施できるよう、最終報告を取りまとめた上で、同審議会の審議を経て、来年夏までに成案を得て、速やかに必要な法制上の措置を講ずる。 ・後期高齢者（75歳以上。現役並み所得者は除く）であっても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする。 ・その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な施行時期、2割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め適切な配慮について、検討を行う。 ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減措置の見直し ○拠出金負担の重い被用者保険者への支援の実施 （今年度から、直近年度との間で前期高齢者納付金が急増した保険者への支援を実施）
患 者 一 部 負 担	・平成30年度と同様
備 考	

年 度	令和 2 年度
主 要 事 項	○経済財政と改革の基本方針2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定） 骨太方針2018、骨太方針2019等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。 ○全世代型社会保障検討会議 最終報告（令和 2 年12月15日） 今回の改革においては、これらを総合的に勘案し、後期高齢者（75歳以上。現役並み所得者は除く）であっても課税所得が28万円以上（所得上位30％）かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方は 1 割とする。 今回の改革の施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和 4 年度（2022年度）後半までの間で、政令で定めることとする。 また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後 3 年間、1 月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入する。 ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し ○拠出金負担の重い被用者保険者への支援の実施
患 者 一 部 負 担	・ 令和元年度と同様
備 考	

年 度	令和 3 年度
主 要 事 項	○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第66号） 後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上であるものについて、窓口負担を 2 割にする。
患 者 一 部 負 担	・ 令和 2 年度と同様
備 考	

年 度	令和4年度
主 要 事 項	○経済財政と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、能力に応じて皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保する。その際、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、後期高齢者医療制度の保険料賦課限度額の引上げを含む保険料負担の在り方等各種保険制度における負担能力に応じた負担の在り方等の総合的な検討を進める。
患 者 一 部 負 担	○窓口負担割合の見直し（令和4年10月～） 1割負担（現役並み所得者は3割負担、一定以上所得者は2割負担） ※ 現役並み所得者 課税所得145万円以上（月収28万円以上）及び高齢者複数世帯520万円以上もしくは高齢者単身世帯383万円以上の収入がある者 ※ 一定以上所得者 課税所得28万円以上かつ年金収入及びその他の合計所得金額が高齢者複数世帯の場合320万円以上、高齢者単身世帯の場合200万円以上である者 ※ 長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入。
備 考	

年 度	令和5年度
主 要 事 項	○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号） ・子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金に要する費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入。 ・後期高齢者医療制度の創設以来、後期高齢者の保険料の伸びを、現役世代が負担する支援金の伸びが大きく上回っていることを踏まえ、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
患 者 一 部 負 担	・令和4年度と同様
備 考	